

地域包括支援センター長森だより

いつまでも住み慣れたこの街で…



～こんにちは、あなたの街の地域包括支援センターです～ 平成31年3月号

せいねんこうけんせいど

成年後見制度 認知症、知的障がい、精神障がいなどの方々を支援する制度です

病気や障がいによって物事を判断する能力が不十分だと・・・

- 不動産や預貯金などの管理が難しい
- 介護サービスや施設入居の契約が一人では困難である
- 悪徳商法などにより自分に不利益な契約を結んでしまう



といった状況に至る可能性があります。成年後見制度とは本人を法的に守る・支援する制度です。

任意後見制度

判断能力が不十分になった時に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

法定後見制度

判断能力が不十分になってから利用する制度です。家庭裁判所によって援助者として成年後見人等が選ばれます。利用するためには家庭裁判所に申し立てをします。

本人の判断能力に応じて「^{こうけん}後見」「^{ほさ}保佐」「^{ほじょ}補助」の3つの制度を利用できます。

➡ ^{こうけん}後見・・・判断能力が欠けているのが通常の状態の方

^{ほさ}保佐・・・判断能力が著しく不十分の方

^{ほじょ}補助・・・判断能力が不十分の方

例えば・・・

本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しつつ今後の暮らし方を考えていきます。



必要に応じて本人の為に、医療(受診や入院)・介護サービス・施設入居などの利用契約を結びます。

本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行います。

後見人の種類や本人の状況によって様々な支援形態があります。

まずは相談しましょう。

岐阜市地域包括支援センター長森
058-245-2855



[裏面もご覧ください]

街角スナッフ
～地域活動紹介コーナー～

水海道ふれあいサロン
ご紹介します



皆様、元気に
イチ・ニ・サン・シ…♪
いい汗をかきました。



水海道ふれあいサロンは毎月第3木曜日 13時～15時に水海道公民館で開催しています。

今回は「腰痛の予防と治療法」として十力接骨院院長、杉本祐貴氏の指導により自宅でも気軽にできる手・足・腰などの体操を皆様と一緒に行いました。楽しくお話しをしながら、いつまでも元気、健康で過ごすポイントを教えていただきました。

長森北小学校3年生の皆さんに

「認知症サポーター養成講座」を行いました

平成31年1月11日に長森北小学校3年生の皆さんに 認知症サポーター養成講座を行いました。寸劇を交えて認知症についてお話しをさせて頂きました。児童の皆さんからは
「認知症は脳が原因ということを知りました。」
「近所の人困っていたら認知症でなくても声をかけたいです。」
「劇のようにゆっくり大きな声で話しかけたいです。」
「おばあちゃんが認知症になったら今日学んだことを活かして助けてあげたいです。」
などたくさんの心温まる感想を頂きました。



地域包括支援センターは地域の皆様が安心して生活できる相談窓口として活動しています。地域の皆様が温かい気持ちで安心して過ごせる街づくりに取り組んでいきます。よろしくお願ひ致します。



岐阜市地域包括支援センター長森

☎058-245-2855

〒500-8127 岐阜市塩町2丁目32

訪問・来所などによる相談の受付

月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

電話による相談の受付

24時間、年中無休で受け付けます。

交通のご案内

岐阜バス 東興町 下車徒歩10分 宝来町 下車徒歩5分
（宝来町バス停は岐阜駅方面からのみ。また、土日の運行はありません。）

ホームページ <http://www.gifuroujin.or.jp/chikihoukatsu>

